行政減量・効率化有識者会議(第44回)議事概要

1. 日時

平成19年11月14日(水)13:00~16:00

2.場所

内閣府本府地下講堂

3. 出席者

渡辺喜美行政改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、戸井田とおる内閣府大 臣政務官

〔委員〕

茂木友三郎 (座長)、逢見直人、翁百合、樫谷隆夫、菊池哲郎、森貞述の各 委員

〔専門委員〕

安念潤司、梶川融、草野満代、小暮和之の各専門委員

[事務局]

福井良次行政改革推進本部事務局長、青木一郎行政改革推進本部事務局次長 ほか

〔政策評価・独立行政法人評価委員会〕

伊藤孝雄大臣官房審議官(行政評価局担当) ほか

〔規制改革会議〕

小島愛之助規制改革推進室長 ほか

〔資産債務改革の実行等に関する専門調査会〕

西川正郎大臣官房審議官 ほか

4. 主な議題

独立行政法人の見直しに係る関連会議からの報告

- · 政策評価·独立行政法人評価委員会
- · 規制改革会議
- 資産債務改革の実行等に関する専門調査会独立行政法人の見直しにおける横断的事項(業務運営の体制等)

5.議事の経過

(開会)

(独立行政法人の見直しに係る関連会議からの報告)

繰越欠損金のある法人について、欠損金を解消していく上で、まず欠損金

が生じた原因をしっかりと究明すべき。

- 民間の事業者が公的部門の業務の実施に携わっていけるよう、官側の改革 だけでなく、民間の事業者の育成や意識改革を行っていくことが重要である。
- ・ 保有資産の見直しを進めるためには、主務省に加え各法人の意識改革が重 要である。
- ・ 施設等の共同利用を検討する際には、効率的な利用の観点から、府省を超 えた共同利用についても検討を行うべき。
- ・ 例えば、法人が福利厚生施設を売却して得た資金について、一定程度福利 厚生目的に使用できることとするなど、保有資産の処分にインセンティブを 付与することが重要である。
- ・ 資産を具体的に売却する際、資産価値の算定など専門的な知見が必要な場合には、法人の職員だけでなく、外部委託をするなどして進めていくべきである。

(独立行政法人の見直しにおける横断的事項(業務運営の体制等))

- ・ 監事による監査を機能させるためには、会社法における監査役の任期が4年であることも踏まえつつ、監事の任期について検討する必要がある。また、 監査に携わる人員を増員すべきである。
- ・ 監事の独立性を確保する観点から、監事の任命権者や任命プロセスについて、監事の第三者性を一層高める仕組みについて検討する必要がある。さらに、監事を評価するシステムの導入も必要ではないか。
- ・ 監事の業務範囲を明確にするとともに、その責任についても明確にしてい く必要がある。
- ・ 独法の人事について、異動時期などを主務省の人事ローテーションに連動 させるのは、法人のガバナンスの観点から問題である。
- ・ 管理会計の導入により、業務コストを適切に把握する必要がある。
- ・ 随意契約や天下りなど国民が関心を有している問題については、特にしっかりと情報公開を行い、説明責任を果たすべきである。
- ・ 独法の業績評価は、関連法人も含めたいわゆるグループ全体で考えるべき であり、独法は、関連法人のマネジメントをしっかりと行うべき。
- ・ 福田内閣は消費者中心の行政への転換を掲げており、独法改革においても、 生産者でなく消費者の方を向いた運営を目指すべきであり、国民生活センターと製品評価技術基盤機構等の関係機関との統合も検討すべき。

(閉会)

<文責:行政改革推進本部事務局(速報のため事後修正の可能性あり)> 今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。 http://www.gyoukaku.go.jp/genryoukourituka/dai44/siryou.html